

第3号議案 第21期事業計画書（案）の承認の件

第21期 事業計画書（案）

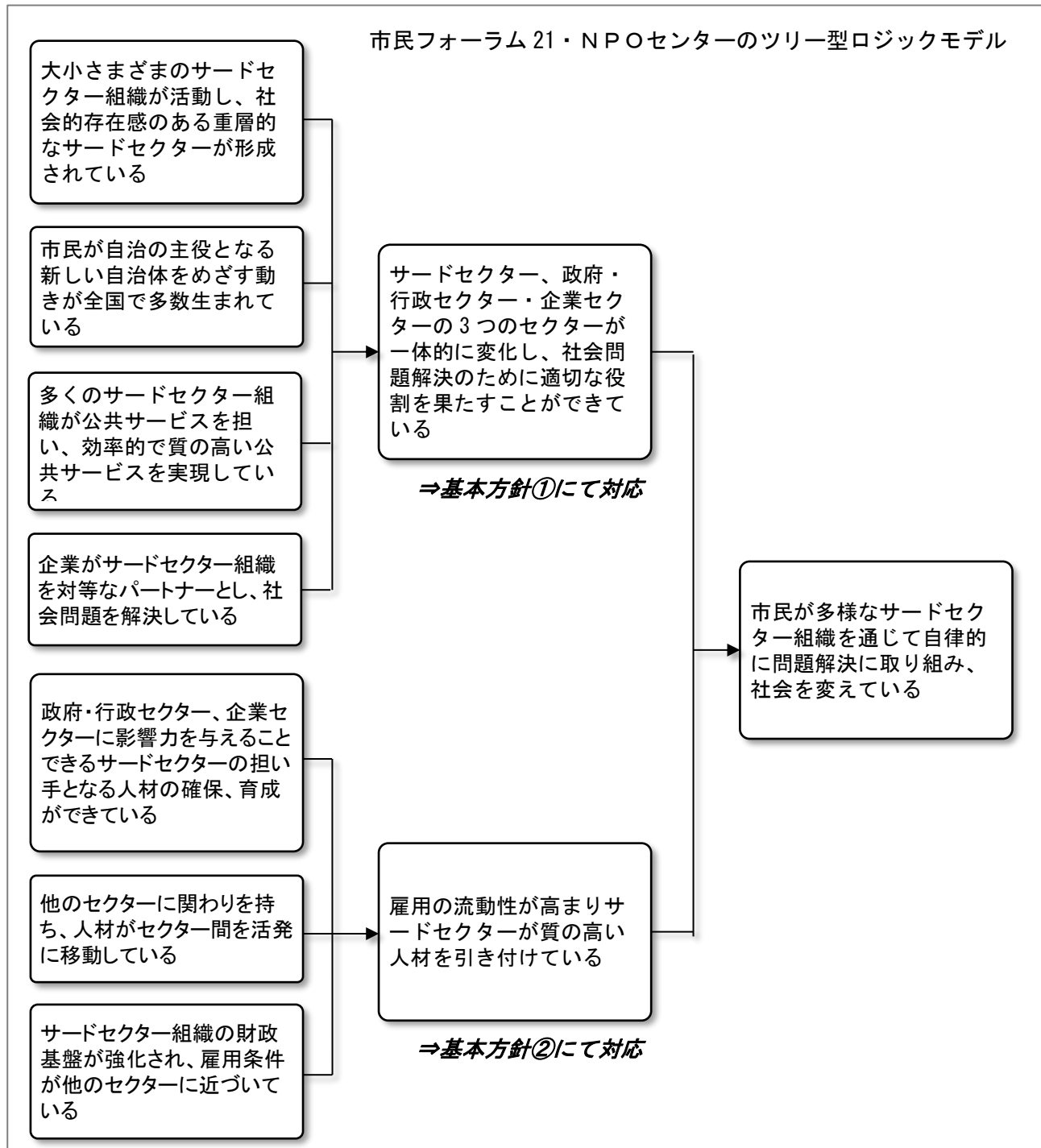
期間 2018年8月1日～2019年7月31日

特定非営利活動法人 市民フォーラム21・NPOセンター

1. 第 21 期の活動の基本方針

(1) 事業に関する基本方針

市民フォーラムのビジョン「市民が多様なサードセクター組織を通じて自律的に問題解決に取り組み、社会を変えている」の実現に向けて、下記のツリー型ロジックモデルを描きました。この仮説に基づき、2つの基本方針にて事業展開をしていきます。



基本方針①「3つのセクターの一体的な変化を加速させる」

地域における多様なニーズに応え、さらには地域活性化において、サードセクター組織への期待は高まっています。サードセクター組織は法人形態も多様であり、大小様々な組織が活動し、その存在感を示しつつあります。

NPO（Non Profit Organization：非営利活動組織）法人は、98年3月に特定非営利活動促進法（NPO法）が公布され、12月に施行されて以降、急激に増加してきました。NPO法人はこれまでの社会福祉法人や公益法人等伝統的な非営利組織とは異なり、行政の関与が少なく自主的な運営ができることが特徴です。活力あるNPO法人は経営者の孤軍奮闘により財政規模も10億に近いところもあり、その存在感を示しています。

法人格のない任意団体としてのNPOはNPO法の施行以前にも存在し、地域においてまちづくりや福祉、地域活性化などを目的に活動を続けてきました。これらの活動は市民活動とも呼ばれ、地域住民や市民が自発的にある目的を達成するために行うものとして、ボランティア的な要素が強いものですが、地域においては地域住民が地域づくりに参加する機会をつくるなど重要な役割を果たしています。

また「地域でできることは地域で」と住民自治への意識への高まりと市町村の仕組みづくりにより、住民自治協議会やまちづくり推進隊などの組織も誕生し、成長しつつあります。

2008年12月の公益法人改革3法施行により、一般社団法人・財団法人は急増し、2018年にはNPO法人数を超えるものとなりました。これらの組織は共益的な組織もあれば公益的な組織もあります。

社会福祉法の一部を改正する法律により、社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金を福祉サービスを提供することが責務となりました。

また、私立学校は私人の寄附財産等によって設立・運営されることを原則とするものであり、特徴的な性格ですが、賃貸にて学校法人を設立することもできるようになり、不登校児の学校など新たな学校法人も誕生しています。

90年代後半からも社会的企業が地域課題解決と地域経済活性化の両面において期待され、議論が活発になってきました。

中でも「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」「子どもの健全育成を図る活動」等、身近な地域や社会課題を解決しようとする分野での活動が活発です。

また、阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災や熊本地震、西日本集中豪雨、北海道地震と相次ぐ自然災害に対して、個人のボランティアにとどまらず、復旧から復興支援、あらたな地域づくりにおいてもサードセクター組織が尽力しています。

そのような中、実際の経営においては、サードセクター組織が地域や社会をよくしていくという活動をするための支援のインフラ網ができているとはいえない状況です。

全国各地にある都道府県・市町村のNPO施策は、ボランティア的な活動をする狭義のNPOへの支援においては成果をあげているが、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人への支援、住民自治組織への支援ができる専門性に乏しいと思われます。

社会課題を解決し、公益事業とは言うものの、事業を継続するためには自らの経営能力の強化を図り、経営的な安定を図ることが求められています。

市民フォーラムはそのようなサードセクター組織の支援を行います。

具体的には、休眠預金の活用において注目されているロジックモデルですが、市民フォーラムの後房雄が考案したツリー型ロジック・モデル・シート＝日本版セオリーオブチェンジを活用します。評価のためにつかうツールでなく、ビジョン達成のために、政府・行政、営利企業では提供していない商品やサービスを創出し、地域や社会の課題を解決していくために事業アイデアを考え、実践し、評価・改善していくためのツールであり、サードセクター組織のマネジメントに使っていきます。

非営利組織としてのガバナンス体制が構築できるように、寄り添うように支援を行っていきます。

市民フォーラムでは、派手さはありませんが、着実にひとつひとつのサードセクター組織の経営支援を行ってきています。その実績と支援をしてきた経営者のみなさまとともに、あらゆる支援網をつくっていきます。

それらの経営者とともに、政府・行政、企業に対し、影響力を与え、実践者としての提言活動を行っていきます。

基本方針②「セクター間の人材流動を高め、サードセクターの人材の質を高める」

今、おもいっきり「ひとづくり」を行います。未来をつくるこどものために、特に子育て分野で活動する人材養成を行います。人材養成の講座においては、実践者がよりその知識を深め、現場での質の向上のために、講師を務めるための研修や、カリキュラムなどの検討を行っていきます。一人の力は所詮ひとりですが、ビジョン溢れ、活力ある「ひと」の力により、さらに「ひと」を引き付ける。そのことが、地域力の源になっていくはずです。

さらにサードセクター組織の基盤強化にはリーダーの存在が重要であり、セクター間の人の流動性を高めていきます。

(2) 組織運営に関する方針

法人21期は、今後の方針を検討するために、理事会を定期開催します。

これまで起業支援・経営支援をしてきたサードセクター組織と連携・協力し事業を実施していきます。

2. 特定非営利活動に関する事項

基本方針①「3つのセクターの一体的な変化を加速させる」

「サードセクター組織の力量拡大とサードセクターの形成」

- ・ 非営利型の一般社団・財団法人は所轄庁がなく、相談する場所や支援がほとんどありません。市民フォーラムはそれらの組織が公益目的事業等を実施し、成長していけるように支援していきます。

■ サードセクター組織個別コンサルティング	
目的	地域課題の解決に取り組むサードセクター組織を育成することを目的として、社会貢献性と事業性（持続可能な収益構造）を併せ持ったサードセクター組織の経営基盤の確立を支援する。
内容	原則、団体の事務所や活動拠点を訪問し、コンサルティング等を行う。 ツリー型ロジックモデルを活用する。
対象	サードセクター組織のや成長をめざす個人
目標	経営コンサルティング：5団体

■ NPOプラザなごやの運営	
目的	NPOプラザなごやを拠点としてハード面からのサポートを行う。
内容	会議スペースの提供 レターボックスの提供 活動スペースの提供
対象	NPO、市民など
目標	会議スペースの提供：10回以上 活動スペースの提供：2団体

■ ウェブサイトによる情報発信	
目的	当団体ホームページやFACEBOOK等を運用し、ミッションや事業の方向性、具体的な活動やその報告などの情報を広く発信していく。
内容	トップページ「新着情報」にて、随時、最新の情報発信を行う。また、Facebookやブログを活用し、セミナーや支援した団体・起業家等の紹介を行う。
目標	更新頻度1回/月

■書籍販売・出版事業	
目的	当団体で行った活動の成果を書籍として編集・出版したもの、代表理事が出版したものなど、NPOや自治体改革、地域自治等に関する知識・ノウハウを広く提供する。
内容	サードセクター組織オンリーワン戦略、稼ぐNPO
目標	書籍販売数：30冊 ブックレット作成：10冊

■講師派遣・委員派遣	
目的	NPO、行政、企業へ出向き、NPOを取り巻く社会や制度、行政経営、住民自治などの知見を広めるとともに、当団体のビジョンや基本スタンスを示していく。
内容	NPOの基礎理解、NPOの経営、住民自治、行政経営などのテーマで講師を派遣する。 自治体改革、行政と市民の協働、住民自治確立などにおける審議委員会、協議会などに委員を派遣する。
目標	講師派遣：5回

■市民活動支援センターの支援	
目的	市民活動に関する相談の実施や市民活動団体の育成につながる講座や研修を実施し、団体の力量形成を図る。また、市民活動センターの今後の方向性についての助言を行う。
内容	市民活動団体に対する個別相談の実施 市民活動センターのスタッフのためのコンサルタント養成講座
対象	市民活動団体、市民活動センタースタッフ、市職員
目標	NPOがミッションを再確認し、成果志向型の活動を展開するようになる。また、市職員がNPOと行政の協働の意味を理解する。

「自治体改革」

主権者である市民のコントロールのもと、行政経営が推進されるように支援します。

- 自治体において行政経営が可能となり、行政経営の各段階（P-D-C-A）へ主権者である市民が参加できる協働型マネジメントサイクルの仕組みの構築支援を行います。
- 地方分権の本質のひとつとして、住民自治を後押しすることにも注力します。そのための基礎となる考え方として自治体内分権について提唱していきます。

■総合計画策定支援	
目的	市民ニーズを反映した明確な目標設定とともに行政経営を可能とする総合計画の策定支援を行う。
内容	総合計画推進のための助言を行う。
対象	行政職員、市民など
目標	提言・助言：3自治体

■講師派遣	
目的	行政へ出向き、NPOを取り巻く社会や制度、行政経営、住民自治などの知見を広める。
内容	NPOの基礎理解、住民自治、行政経営、ツリー型ロジックモデル活用などのテーマで講師を派遣する。
目標	講師派遣：3回

「公共サービス改革」

- 行政サービスの実施については、民間組織に競争を通じて委ねることで（委託契約、指定管理者制度、バウチャー制度など）、サードセクター組織がその良さを発揮し、質の高い公共サービスが提供できるような仕組みづくりを提言していきます。
- 委託事業において、フルコストが回収できるように政府・行政に提言していきます。

■委員派遣	
目的	政府・行政に対して、公共サービス改革について政策提言する。
内容	政府・行政が設置する委員会等へ委員を派遣する。
目標	派遣する委員会：2件

「企業のCSRの推進」

- サードセクター組織が企業の協働のパートナーとしての存在価値を高める支援を行っていきます。
- サードセクター組織が企業の提言するサポートを行います。
- 東日本大震災、熊本地震において、被災地で起業したサードセクター組織と企業とのマッチングを行い、東北・熊本の復興支援を行います。

■被災地復興NPO支援	
目的	震災からの復興をめざし、被災地のNPOの活動を支援します。
内容	被災地で活動するNPOへの支援活動を行う。
対象	被災地の復興起業家、市民、民間企業
目標	寄付総額：1,000,000円

基本方針②「セクター間の人材流動を高め、サードセクターの人材の質を高める」

「人材育成」

- ・サードセクター組織で働く人材や起業する人材の発掘と育成を行います。特に子育て分野で活動する人材養成を行います。
- ・起業家同士の交流会を行い、互いに切磋琢磨し、スキルの向上を目指します。

■病児・病後児預かり人材養成事業	
目的	子どもにとって、親にとって、地域にとって、安心な病児・病後児保育の仕組み構築を目指す。
内容	愛知県において、病児・病後児預かりに関する講習会を実施する。
対象	病児・病後児預かりを行っているもの
目標	講習会参加者：100名

■放課後児童支援員認定資格研修	
目的	学齢期のこどもの遊びと生活の場所をつくる支援をする人材を養成する。
内容	愛知県において、研修を実施する。
対象	放課後児童支援員もしくは放課後児童支援員となるもの
目標	講習会参加者：1300名 研修会場：13会場

■子育て支援員研修	
目的	子育て、子育て支援、地域の中での子育て支援の仕組みをつくる人材を養成する。
内容	愛知県内において、研修を実施する。
対象	子育て支援に関心をもつ市民
目標	講習会参加者：30名

■研修生、フェロー、インターンの受け入れ及びコーディネート	
目的	当団体における実務を通じて、NPOへの理解を促進し、公共の担い手としてNPOの役割について学ぶ機会を提供する。
内容	各研修生が、日常業務を行いながら、有給職員を持つ非営利組織の活動の実態をより深く理解するためのプログラムを提供する。
対象	自治体職員、大学生・大学院生、社会的企業の起業を考える方など
目標	インターン受入人数：5名

■起業家の交流事業	
目的	当団体が支援した起業家を中心に情報交換、意見交換の機会を提供します。
内容	実践者の事例報告を受け、互いに切磋琢磨して、個人・組織の成長を目指します。
対象	起業家、大学生・大学院生、社会的企業の起業を考える方など
目標	述べ参加人数：50名